

広島市介護予防・日常生活支援総合事業の指定訪問・通所事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第2項の規定に基づき、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の2第1項第1号イ及び同項第3号イの規定により本市が定める指定訪問・通所事業（広島市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「事業要綱」という。）第8条第1項に規定する指定訪問・通所事業をいう。以下同じ。）に要する費用の額の算定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、省令及び事業要綱の例によるものとする。

(費用の額の算定)

第3条 指定訪問・通所事業に要する費用の額は、別表1に定める単位数に、別表2に定めるサービス種類に応じた1単位の単価を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定により指定訪問・通所事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(算定に関する届出)

第4条 指定事業者（法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。）は、前条第1項の規定に基づき指定訪問・通所事業に要する費用の額を算定するにあたり、介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書を市長に提出するものとする。

2 別表1に定める市長への届出が必要な加算は、前項の届出が毎月15日以前に行われた場合には翌月から、16日以降に行われた場合には翌々月から算定を開始するものとする。

(支給限度額管理対象外の費用の額)

第5条 事業要綱第11条第3項に規定する市長が定めるところにより算定した費用の額は、次の各号に掲げる費用の額とする。

- (1) 別表1に定める訪問介護サービス費のイからハまでの注2から注5、へ及びトの規定による加算に係る費用の額並びに生活援助特化型訪問サービス費のイからハまでの注2から注5、へ及びトの規定による加算に係る費用の額
- (2) 別表1に定める1日型デイサービス費のイの注2、注6、チ、ヌ及びルの規定による加算に係る費用の額並びに短時間型デイサービス費のイの注2、注6、チ、ヌ及びルの規定による加算に係る費用の額

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 施行の日から令和3年9月30日までの間は、別表1 指定訪問・通所事業費単位数表の訪問介護サービス費のイからハまで、生活援助特化型訪問サービス費のイからハまで、1日型デイサービス費のイ及び短時間型デイサービス費のイについて、それぞれの所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。